

犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 31 号）の施行に伴う  
株式等の振替に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 株式等の振替に関する業務規程施行規則（平成20年8月15日通知）（下線部分変更）

新	旧
(機構加入者口座の開設申請の手続) 第 11 条 (略) 2・3 (略) 4 規程第 18 条第 4 項に規定する規則で定める書類は、第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号） <u>第 6 条</u> に規定する書類 <u>その他機構が定める書類</u> とする。ただし、機構が認める場合には、その提出を省略することができる。 5・6 (略)	(機構加入者口座の開設申請の手続) 第 11 条 (略) 2・3 (略) 4 規程第 18 条第 4 項に規定する規則で定める書類は、第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成 20 年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第 1 号） <u>第 4 条</u> に規定する書類とする。ただし、機構が認める場合には、その提出を省略することができる。 5・6 (略)

2. 附則

この改正規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。